

原理論体系と土地所有の法則

漆 原 綏

The Capital and landed property

Yasushi Urushihara

Abstract

Under the system defined in capital, the landed property is confined within the controlling framework of capital. Even if the landed property takes up a law of its and resists the control of capital despite the framework, it will never be able to force itself out of it. In other words, however fiercely by means of a high ground rent the landed property challenges the control of the fundamental law of capital i.e. the law of average profit, it will never be able to escape it after all. Though the landed property develops its own law in reality, in theory it is still subordinate to the control of capital.

The present writer tries to clarify this point theoretically in this research.

1 . 小論の課題

資本の支配を前提する原理論の体系では、土地所有は資本に従属的なものとして現れ、土地所有の経済形態としての地代は、資本支配の枠組みのなかに押しこめられ、価値法則やその転化形態としての生産価格法則によって制約されているばかりでなく、剰余価値を諸資本のあいだに平均利潤として分配した残余の部分に限局される。『資本論』第三部第六篇の第三十九章から第四三章にわたる差額地代第一形態論および同第二形態論では、土地所有は地代に転化すべき超過利潤の増減に応じて地代の増減に弾力的に対応するものとされ、この種の超過利潤が増加すればそれを地代として吸収するが減少した場合にはその減額に応ずるものとされている。たとえば、第三十九章にみられる第一形態表のうち表Iと表IIを比較してみると、60シリングの生産価格で1クォーターをもたらすA地が一般的生産価格を調節するために、優等なB地、C地、D地の地代は最初は60シリング、120シリング、180シリングであったが、B地よりは劣等であるがA地よりも優等な土地によってA地が駆逐される結果、各地の地代は30シリング、75シリング、120シリングに減少するとされており、土地所有はこの超過利潤の減少に応じてその地代の減額に応ずるとされている¹⁾。反対に表IIIでは、C地やD地の収益力がより大きくなったために、C地とD地の地代は増

加するが、ここでは土地所有はこの種の超過利潤を地代として吸収するとされている²⁾。また第四三章におけるエンゲルスの作成した一連の第二形態の諸表のうちたとえば表XIIIや表XIVをみると、追加投資が行われる以前のB地の地代は前では12シリングであったが追加投資が行われる結果として前者ではゼロになり、後者では12シリングから0に減少している³⁾。いずれも一般的生産価格は不変で追加投資の生産性が低下するケースであるが、地代はこの種の超過利潤の減少に応じて減少する。これ以外の、追加投資の生産性が不変であるとか上昇するといった場合のエンゲルスの多くの表では追加投資によって諸優等地の地代は増加しているが、ここでは地代はこの種の超過利潤の増加に応じて増加するとみなされている⁴⁾。第一形態論や第二形態論で地代は超過利潤が増大すれば増大し反対に減少すれば減少するとされているというといかにも奇妙に聞こえるが、それは土地所有は資本支配の枠組みのなかにとじ込められ、地代は剰余価値を平均利潤として諸資本の間に分配してしまった残余の部分に制限されているものであることを端的に示しているといつてよいであろう。

だが、土地所有は資本の支配のもとでもそれに独自の法則——「土地所有の法則」を展開し、しばしばこの基本的枠組みからはみ出ようとする傾向をもつのであって、地代に転化すべき超過利潤が増大した場合はむしろそれをいち早く地代としてとり込むが、反対に超過利潤が減少してもその減額に應ぜず、あい変わらずこれまでと同額の地代の支払いを要求してそれを固定化する場合があります、また積極的に地代を要求・創造する場合があります。前者は最劣等地に差額地代が形成される場合であり（『資本論』の第三部第六篇の「第四四章 最劣等耕作地でも生まれる差額地代」）、後者は絶対地代形成の場合である（『資本論』の第三部第六篇の「第四五章 絶対地代」）。しかし資本の支配、資本のもとへの土地所有の従属を前提する『資本論』体系では、「土地所有の法則」が作用するとしても、結局は資本の支配、価値法則や生産価格法則によって基本的には制約されており、たとえそれからはみ出ようとしても結局はこの基本的枠組みのなかに引きもどされる。小論の課題はこの点を明らかにすることにある。

2. 最劣等地の差額地代と「土地所有の法則」

最初に最劣等地における差額地代形成のメカニズムを整序しておくことにしたい。

第1に、最劣等地の差額地代は優等地に生産性低下の追加投資が行われる結果として形成されうる。最劣等地A地と優等地B地が耕作されており、A地は50シリングの投資に対

応する60シリングの生産価格（平均利潤率=20%）で12ブッシェルを生み、B地は同額の50シリングの投資に対応する60シリングの生産価格で15ブッシェルを生むとしよう。A地のブッシェルあたり生産価格=5シリングが一般的生産価格を調節するとすれば、B地には、 $(5シリング - 4シリング) \times 25ブッシェル = 25シリング$ の差額地代が形成される。需要が10ブッシェルだけ増大したために土地への投資が必要となったが、10ブッシェルをうるのにA地やそれよりも劣等なA₁地に投資をする場合にはたとえば55シリングの資本額を必要とするが、B地に投資した方がより少ない150シリングの資本額ですむならば、B地に追加投資がなされるであろう。そうすればB地の生産価格は4ブッシェルから、 $(60シリング + 60シリング) / (15ブッシェル + 10ブッシェル) = 4.8シリング$ に騰貴しB地の差額地代は5シリングに減少する。 $(5シリング - 4.8シリング) \times 25ブッシェル = 5シリング$ 。だが「土地所有の法則」が作用し、土地所有が既存の地代25シリングの減額に依らず引き続きその支払いを要求する場合には、一般的価格は、 $(60シリング + 60シリング + 25シリング) / (15ブッシェル + 10ブッシェル) = 5.8シリング$ となり、B地に25シリングの差額地代が固定化されるだけでなく、A地にも、 $(5.8シリング - 5シリング) \times 12ブッシェル = 9.6シリング$ の差額地代が形成される（表1）⁵⁾。

表 1

	投下資本 シリング	生産価格 シリング	生産物 ブッシェル	地代 シリング
B	50	60	15	15
A	50	60	12	0

	投下資本 シリング	生産価格 シリング	生産物 ブッシェル	地代 シリング
B	50 + 50	60 + 60	15 + 10	30
A	50	60	12	15

第2に、最劣等地の差額地代は最劣等地に生産性上昇の追加投資が行われる場合、同じく最劣等地に生産性低下の追加投資が行われる場合にも生ずることができる。まず生産性上昇の場合について。いま何万、何十万エーカーとある最劣等地A地の過半はエーカーあ

たり50シリングの投資だけが行われエーカーあたり10ブッシェルの生産がなされているが、一部地には50シリングの投資で10ブッシェルを生む投資のほかに15ブッシェルを生む50シリングの追加投資が行われているとする。平均利潤率 = 20%ならば、大半のA地の生産価格は、 $60シリング \div 10ブッシェル = 6シリング$ であり、したがって追加投資地のもとの投資のところの生産価格も6シリングであるが、追加投資部分の生産価格は $60シリング \div 15ブッシェル = 4シリング$ であろう。一般的生産価格が6シリングで規定されるならば、一部の追加投資地には——あるいは追加投資地における追加投資部分には——、 $(6シリング - 4シリング) \times 15ブッシェル = 30シリング$ の差額地代が発生する。だが追加投資がA地の全域に、少なくともその過半に普及した場合には、生産価格は平均的なものとして決定されることになる。 $(60シリング + 60シリング) / (10ブッシェル + 15ブッシェル) = 4.8シリング$ 。それと同時に追加投資部分に発生していた30シリングの差額地代は消滅する。だが「土地所有の法則」が作用し、追加投資が普及していくに応じてつぎつぎに発生する差額地代を土地所有がいち早くとり込んでしまいその減額に応じないとすれば、たとえば追加投資が普及してしまっても価格はもとの6シリングより低下せず、30シリングの差額地代が固定化されるであろう。価格は、 $(60シリング + 60シリング + 30シリング) / (10ブッシェル + 15ブッシェル) = 6シリング$ の水準に維持されるわけである。ここでは「土地所有の法則」ばかりでなく——つぎの生産性低下の追加投資の場合と同様に——それまで捨象されていた追加投資の漸次的普及の過程が初めて導入される。そうでなければA地には差額地代は形成されえないであろう⁶⁾。つぎに生産性低下の追加投資が行われる場合について。A地の過半ではエーカーあたり10ブッシェルをもたらす50シリングの投資が行われているだけであるが、需要が増大していくために一部地にさらに5ブッシェルを生む50シリングの追加投資がなさるとしよう。平均利潤率が20%ならば、もとの投資部分の生産価格は、 $60シリング \div 10シリング = 6シリング$ 、追加投資部分の生産価格は、 $60シリング \div 5ブッシェル = 12シリング$ である。この場合一見すると過半の土地では50シリングの投資だけが行われているのであるから、標準的投資単位がエーカーあたり50シリングであるから、一般的生産価格は6シリングであるようにみえる。しかしそうではないであろう。需要を充足するにはもとの投資だけでは不十分で追加投資が必要不可欠であるから追加投資部分の生産価格12シリングが一般的生産価格を規定し、追加投資地には、 $(12シリング - 6シリング) \times 10ブッシェル = 60シリング$ の差額地代が形成され、それと同時に追加投資をしない過半の土地にも同額の60シリングの差額地代が発生するであろう。だが

追加投資がA地の全域に普及してしまった場合には、生産価格は平均的なものとして算出されることになる。それは、 $(60シリング + 60シリング) / (10ブッシェル + 5ブッシェル) = 8シリング$ に低下し、差額地代は消滅する。しかし「土地所有の法則」が作用し一時的に発生した差額地代をいち早くとり込んでしまいその減額に応じないとすれば、価格は、 $(60シリング + 60シリング + 60シリング) / (10ブッシェル + 5ブッシェル) = 12シリング$ の水準に維持され、60シリングの差額地代が固定化されることになる⁷⁾。

最劣等地の差額地代は、優等地に生産性低下の追加投資が行われる場合も、最劣等地に生産性上昇または低下の追加投資が行われる場合も、「土地所有の法則」を前提し、土地所有は発生した超過利潤をいち早くとり込みそれを差額地代として固定化するのであるが、ここで重要な問題が生起してくる。これらの場合に形成される価格や地代は実は独占価格や独占地代と規定されるべきではないかという問題である。

まず先の優等地に生産性低下の追加投資が行われて最劣等地に差額地代が形成される場合をみてみよう。「土地所有の法則」が作用しなければ、B地の生産価格は4.8シリングに騰貴するがあい変わらずA地の生産価格5シリングよりも低いのでA地の生産価格5シリングが一般的生産価格を規制する。それとともにB地の差額地代は25シリングから5シリングに減少する。A地はあい変わらず無地代地である。だが「土地所有の法則」の作用のためにB地では既存の地代25シリングが固定化され、価格はB地の生産価格の合計にこの既存地代25シリングを加算した145シリングをB地の総生産物25ブッシェルで割った5.8シリングのところで決定される。その結果A地にも9.6シリングの差額地代が形成される。本来ならば一般的価格は5シリングであるのに5.8シリングに騰貴するわけで、土地所有の介入のために価格は0.8シリングだけつり上げられており、これはいかにも独占価格であるようにみえる。また、B地の地代にしても本来は5シリングに低下するはずであるにもかかわらず土地所有の介入のために25シリング - 5シリング = 20シリングだけ増大しているわけで、この部分は独占地代であるようにみえる。同様にA地の差額地代9.6シリングも独占地代のようにみえる。

同様の問題は最劣等地に生産性上昇または低下の追加投資が行われる場合にも起こる。「土地所有の法則」が作用しなければ、A地での生産性上昇の追加投資の一般化とともに生産価格は6シリングから4.8シリングに低落し、同時にA地の差額地代は消滅するはずであるが、土地所有の介入のために価格はもとの6シリングに固定化され、30シリングの地代も固定化せしめられる。土地所有の介入のために価格は、 $(6シリング - 4.8シリン$

グ) = 1.2シリングだけ高められ、同時に30シリングの既存地代も固定化される。この場合この1.2シリングの価格部分は独占価格であり、30シリングの地代はかかる独占価格にもとづくものとして独占地代に転化しているように見える⁹⁾。生産性低下の追加投資の場合にしても、追加投資が部分的であるあいだは一般的生産価格はブッシェルあたり12シリングで、A地（追加投資をした土地もしない土地も）には60シリングの地代が発生するが、追加投資の一般化とともに一般的生産価格は8シリングに低下し、地代は消滅するはずである。だが土地所有が既存地代60シリングをいち早くとり込みその減額に応じないとすれば、価格は12シリングに維持され、60シリングの地代も固定化されることになるが、 $(12シリング - 8シリング) = 4シリング$ だけ価格は本来低下すべき水準より高く維持されるわけで、この部分は独占価格であるように見える。同時に固定化された60シリングの地代はかかる独占価格にもとづくものとして独占地代であるように見える。

だが結論的にいって、資本の支配、生産価格法則の支配を前提するかぎり、この種の価格や地代を独占価格や独占地代と規定するのは適当ではないであろう。この地代は本来の独占価格にもとづいて形成される本来の独占地代ではなく、土地所有とはかかわりなしに貫徹する生産価格法則にもとづいて形成された差額地代であり、ただそれが「土地所有の法則」によって固定化されただけであって、あくまでも「固定化された差額地代」であると規定するのが妥当であると思われる。それは厳密な意味での差額地代ではないが、独占地代であるといい切ってしまうのは問題であろう。価格にしても生産価格法則にもとづいて形成された差額地代が生産価格に加算されたものであるという意味では、根底において生産価格法則によって制約されている。なるほどそれは本来の意味での生産価格ではないが、さりとて本来の独占価格ではなく、根底において生産価格法則によって制約されているという点で生産価格範疇をもって律せられるべきものであり、「広義の生産価格」とよぶのが正しいと考える。資本の支配、価値法則や生産価格法則の支配、資本への土地所有の従属を前提する『資本論』のような理論次元において、この種の価格や地代を独占価格や独占地代とよぶのは資本にたいする土地所有の地位を過大に評価し、逆のいい方をすれば、土地所有は資本の支配を侵害してまでも自己の法則を貫徹させるという観念、誤解を生むことになりかねない。「土地所有の法則」が資本の支配をはみ出しているとなると、「第四四章 最劣等耕作地でも生まれる差額地代」の章は『資本論』から排除しなければならないことになる。「土地所有の法則」が作用するとしても、資本の支配を破壊しないかぎり作用していると解すべきであろう。たしかにここでは、厳密な意味での生産価格

や差額地代が否定されているという意味で「土地所有の法則」は資本の支配を破壊するギリギリのところのところにいたっているが、何とか資本の支配の枠内にくい止められている。

3. 絶対地代と「土地所有の法則」

マルクスは『資本論』の第三部第六篇の「第四十五章 絶対地代」でつぎのようにのべている。有名な一文なのであえて引用しておくことにしよう。「とにかく、資本家的借地農業者は、彼が資本家として判断を下すことができるかぎりでは、このような事情のもとで土地種類Aを耕作することができる。土地種類Aで資本が正常に増殖されるための条件は、今では存在している。しかし、今では借地農業者は、たとえ地代は支払えなくても、資本の増殖の平均的な状態に適合して資本を土地種類Aに投下することができるという前提からは、部類Aに属するこの土地がそのまま無条件で借地農業者の自由処分に任されるという結論はけっして出てこない。借地農業者は地代さえ支払わなければ自分の資本を通例の利潤で増殖することができるという事情は、土地所有者にとっては、自分の土地を借地農業者にただで貸してこの取引相手にたいしては無償信用（credit gratuit）を開始するほど博愛的に振る舞うという理由にはけっしてならないのである。……………土地所有の独占、資本にたいする制限としての土地所有は、差額地代では前提されている。この土地所有がなければ、超過利潤は地代に転化しないであろうし、借地農業者のものにならないで土地所有者のものになることはないであろうからである。そして、制限としての土地所有は、差額地代としての地代がなくなるところでも、すなわち土地種類Aでも、やはり存続するのである。資本主義的生産が行なわれている国で地代を支払わないでも土地への投資が行なわれうる場合を見れば、そこに見いだされるのは、このような場合は、すべて土地所有の、たとえば法律上のではないにしても、事実上の廃止を含んでいるということであろう。⁹⁾」「土地所有の法則」によって最劣等地A地に差額地代が生ずるとはいえ、それは常に生ずるとはかぎらないし、生じたとしても消滅する可能性のもとにおかれている。だからマルクスは最劣等地A地は地代を支払わないという原則から出発するのである。だが資本を投下することによって平均利潤がえられるかぎり借地農業者は最劣等地A地といえども借地を申し出るが、最劣等地の所有者は何がしかの地代を支払わない場合には土地を借地農業者に貸し出そうとはしないであろう。かくして「土地所有の法則」はここでは既存の地代を固定化するだけでなく、より積極的に地代——絶対地代を要求・創造するものとして現れる。

最劣等地が絶対地代を支払いうるためには土地生産物価格は最劣等地の生産価格によって規制された一般的生産価格よりも騰貴しなければならない。だが資本の支配、資本のもとへの土地所有の従属を前提する『資本論』では、この価格したがって絶対地代は独占価格や独占地代ではなく、価値法則およびその転化形態としての生産価格法則によって制約されており、「土地所有の法則」が作用するとしても、ここでもそれは資本支配の枠組みに押しこめられているとしなければならない。マルクスはまさにこの問題の解明のために悪戦苦闘したのであった。そしてかれは、絶対地代は農業資本の有機的構成がその社会的平均構成より低く、土地生産物の価値がその生産価格を上まわっていることを条件としてのみ形成されうるという結論に到達した。農業資本の有機的構成が社会的平均構成より低いかどうかは各国の歴史的事実にかかわる問題であり、それは統計的にのみ解かれるべき問題である。事実としてはだから国や時代によって相対的低位性がみられないこともある。それは理論的には何の必然性もなくまったく偶然的な事柄である。しかし少なくとも理論的に確かなことはこのような条件があるところにおいてのみ「土地所有の法則」を何とか資本の支配のなかにとじ込めておくことができる。農業では価値が生産価格を越えているために農業利潤率は平均利潤率より高く、そのために本来ならば農業外部門から農業部門に資本が流入してきて価格は価値から生産価格の水準にまで低下する。しかし土地所有が何がしかの地代を支払うまでは土地への資本投下を阻止するとすればこの低下は全部または一部阻止され、農業には価格と生産価格の差額としての超過利潤が形成される¹⁰⁾。これがいうまでもなく絶対地代である。価格と絶対地代は明らかに価値と生産価格によって制約されており、この点でたんなる独占価格や独占地代とは区別される。「土地所有の法則」が作用するとしても、それは明確に資本支配の枠内に制約されている。

農業資本の有機的構成がその社会的平均構成より高く、土地生産物の生産価格がその価値の水準を越えている場合に、「土地所有の法則」が作用し、土地所有が何がしかの地代を要求するとすれば、土地生産物の価格はその生産価格よりもさらに騰貴しなければならない。これは明らかに価値にも生産価格にもとづかないものとして独占価格であり、この価格と生産価格の差額としての超過利潤は独占地代である。そうなると「土地所有の法則」は資本の支配を突破してまでも地代を創造することになる。しかしこのような事態は資本の法則を、『資本論』体系を根底から覆す結果をもたらす。したがって、「われわれは農業資本の構成が高いとか低いとかいうことを絶対地代のばあい問題にする必要はない。……むしろ、絶対地代は本質的には土地所有の独占によって、農産物の生産価格以上

に市場価格が引上げられることから生ずる……そしてその源泉が問題になるとき、はじめて農業の資本構成が低位であれば、それは農業内部の剰余価値から支払われうる、ということがいわれればたりる¹¹⁾」という大内 力氏の所論や基本的にはそれに賛同する日高 普氏の見解¹²⁾は根本的に疑問であるといわなければならない。

絶対地代と関連して重要なつぎの3点を指摘しておきたい。

第1に。農業資本の有機的構成の相対的低位性を前提するかぎり、土地生産物の価値は生産価格を上まわっているが、「土地所有の法則」がいかに強力に作用するとしてもその価格が価値を越えてまでも騰貴するなどということはありません。確かに絶対地代は「土地所有の法則」のために土地生産物の価格がその生産価格よりも高いことから生ずるのであるが、一見すると価格が価値によって画される必然性、理由はなく、それ以上に上昇しうるようにみえる。なるほど生産価格水準をもとにしてみれば、土地所有の存在のために価格が生産価格以上に高められているには違いないが、論理的には土地生産物は最初価値を基準として売られ、交換の基礎的法則としての価値法則が支配するという事態から出発する。その時々々の市場状態に応じて市場価格はたえずこの価値の水準を上下するが、長期平均的には土地生産物は価値の大きさを基準に売られるとされる（ちなみに、偶発的な需要超過によって一時的に市場価格が価値以上に騰貴してもそれは独占価格とはよばないであろう。長期にわたって市場価格が価値の水準を上まわるとなれば初めてそれは独占価格範疇に転化する）。そして次に「土地所有の法則」が導入され、土地所有が土地への資本投下を阻止することによって価格の価値から生産価格への低下が全部または部分的に妨げられるという論理展開の順序をとる。価格が騰貴するというのではなく価格がどの程度に価値から低下するかという形で問題が提出されるのである。だから価格が生産価格より高いとしても価値を越えてまでも騰貴するなどという結論が生ずることは論理的にはあり得ない¹³⁾。

第2に。絶対地代は、土地への資本の立ち入りにたいする単なる許可料、入場料であるから、エーカーあたり投下資本額が同額ならばさまざまな豊度の土地を通してエーカーあたり同額であるとしなければならない。まさにそれは、「それ自体としてはけっしていろいろな土地種類の差によって制約されていない¹⁴⁾」、「いろいろな土地種類のあいだの、または同じ土地での逐次的諸投資のあいだの豊度の差にかかわりのない¹⁵⁾」地代である。この点で、優等な土地ほど絶対地代は大きいとするカウツキーや日高 普氏の見解、絶対地代は最劣等地のみにしか生じないとする大内 力氏の見解には疑問がある¹⁶⁾。だがそう

すると、絶対地代論冒頭のマルクスの「代数式」との間に矛盾が生じてくるように見える。マルクスはつぎのようにのべている。やや長文にわたるが引用することにしよう。「一般的な市場規制的な生産価格を P と名づければ、 P は最劣等地 A の生産物にとってはその個別的な生産価格と一致する。すなわち、この価格は、生産に消費された不変資本および可変資本・プラス・平均利潤 (= 企業者利得・プラス・利子) を償うのである。/ 地代はこの場合にはゼロである。 A のすぐ上の土地種類 B の個別的な生産価格は P' で、 $P' > P$ である。すなわち、 P' は、土地種類 B の生産物の現実の生産価格よりも多くを償う。ところで、 $P' - P = d$ だとしよう。そうすれば、 P' を越える P の超過分 d は、この部類 B の借地農業者があげる超過利潤である。この d は、土地所有者に支払われるべき地代に転化する。第三の土地部類 C にとっては P' が現実の生産価格であって、 $P' - P = 2d$ だとすれば、この $2d$ は地代に転化する。同様に第四の部類 D にとっては個別的な生産価格は P'' であって、 $P'' - P = 3d$ であり、これが地代に転化する、等々。いま、仮りに、土地部類 A については、地代はゼロだからその生産物の価格は $P + 0$ だという前提はまちがいだとしよう。むしろ A 地も地代 r を支払うとしよう。…………… / この場合には、土地生産物の一般的な価格は根本的に修正されるとはいえ、差額地代の法則はけっしてこれによって廃棄されてはいないであろう。なぜならば、部類 A の生産物の価格、したがってまた一般的な市場価格が $P + r$ ならば、部類 B, C, D 、等々の価格もやはり $P + r$ であろうからである。しかし、部類 B にとっては $P' - P = d$ なのだから、 $(P + r) - (P' + r)$ もやはり $= d$ であり、また C にとっては $P' - P = (P + r) - (P' + r) = 2d$ であり、最後に D にとっては $P'' - P = (P + r) - (P'' + r) = 3d$ であり、その他も同様であろう。だから差額地代は相変わらず同じで、同じ法則によって規制されるであろう。といっても、地代は、この法則にはかかわりのない一要素を含んでいるであろうし、土地生産物の価格と同時に一般的な増加分を加えられているではあろうが。したがって豊度が最も低い土地種類の地代がどうであろうと、差額地代の法則はそれにはかかわりがないだけでなく、さらに、差額地代そのものをその性格に即して把握する唯一の仕方は、土地部類 A の地代をゼロと仮定してみることにすることになる。すなわち、 A の地代がゼロであるかゼロよりも大きいかは、差額地代が考察されるかぎりでは、どうでもよいのであり、また実際に計算にはいらないのである。¹⁷⁾」大内 力氏や日高 普氏は、 P, P', P'', P''' や d や r は生産物単位量あたりの数値を示す記号であるとし、優等地ほど生産量は多いから、優等地ほど絶対地代は大きくなるとマルクスは考えていたとする。生産物

単位あたりの絶対地代を r とすると、A地、B地、C地、D地の生産量を Q 、 Q'' 、 Q' 、 Q''' とすれば、 $Q < Q'' < Q' < Q'''$ であるから、 $rQ < rQ'' < rQ' < rQ'''$ となり、いろいろな土地を通じて差額地代は同額であるが優等地ほど絶対地代は多いことになる（いわゆる単位量説）¹⁸⁾。そしてマルクスは差額地代には何の変化も起こらないと考えていたとする。これにたいし山田勝次郎氏は、 r などの記号は面積あたりのものと解すべきであるとし、絶対地代 r はA地、B地、C地、D地を通じて同額であるとしていたと断定する（いわゆる総量説）¹⁹⁾。この場合は絶対地代はいろいろな豊度の土地を通じて同額で、差額地代は優等地ほど増加することになる。

われわれは、これらの記号は『資本論』に忠実に単位量あたりのものと解すべきであると考え。絶対地代論冒頭の一連の代数式は、土地生産物の価格が r だけ騰貴し絶対地代が導入されるようになって生産価格段階で定式化された差額地代の法則——差額地代は最劣等地A地の生産価格によって規定された一般的生産価格とB地やC地やD地の生産価格（個別的生産価格）の差額であるという法則——自体は改変・修正を受けることなくそのまま維持されているということを示すためのものであると解するのが妥当であろう。むしろ価格の上昇とともに差額地代は最劣等地の個別的価格によって規定された一般的価格と優等地の個別的生産価格の差額であると規定されることになり、差額地代は優等地ほど増加するのであるが、しかしそうなるも旧の、生産価格段階において定式化された差額地代の法則や差額地代そのものは何の変更もこうむることなくそのまま保持されていることをこの代数式は証明しようとしたものであるといえよう。日高氏と山田氏は主張の点では異なるとはいえ、この一連の代数式を差額地代を算出するためのものであるとする点で共通している。日高氏は明らかに $P - P' = (P + r) - (P' + r) = d$ 、等々から d すなわち差額地代は価格が生産価格段階であろうと絶対地代段階であろうと d は不変であるとするのであるが、これは氏が一連の代数式を差額地代の算出式であると誤解していることを示している。たしかに $P - P' = d$ 、等々は差額地代の算出式ではあるが、 $(P + r) - (P' + r) = d$ 、等々はもはや絶対地代段階における差額地代の算出式ではない。山田氏にしても氏の著作『地代論論争批判』の問題箇所をみれば分かるように、 $(P + r) - (P' + r) = d$ 、等々を差額地代の算出式であるとしている。しかしくりかえしいうようにこれは差額地代の算出式では決してなく上の点を説明するための代数式にほかならないのである。

第3に。『資本論』では捨象されていた資本の回転数を加味して絶対地代形成の条件を

考えてみればつぎのようであろう。いま社会的平均資本と農業資本について、1回転あたりの投下資本額をそれぞれ $100G = 80C + 20V$ 、 $100G = 60C + 40V$ とし、剰余価値率を100%とすれば、剰余価値はそれぞれ20Mと40Mである。したがって社会的平均資本の1回転あたり利潤率（平均利潤率）は、 $20M \div 100G = 20\%$ 、農業資本のそれは $40M \div 100G = 40\%$ であろう。いま社会的平均資本の回転数を5回転とすると、社会的平均資本の場合その年間利潤総額は100Mで、年利潤率は $100M \div 100G = 100\%$ である。生産価格総額は $500G + 100M = 600$ である。他方農業資本の回転数を2回転とすると、その年間利潤総額は80Mで、年利潤率は $80M \div 100G = 80\%$ である。価値総額では $500G + 80M = 580$ である。これではたとえ農業資本の有機的構成が平均より低いとしても、農業の年利潤率は年平均利潤率より高く、土地生産物の価値総額は総生産価格を下まわることになり、農業外部から農業部門に資本が流入してくるという条件は生じない。農業の年利潤率が年平均利潤率より高く、土地生産物の総生産価格がその価値総額より低いためには社会的平均資本の回転数が4回転より少ないか、農業資本の回転数が2.5回転より多くなければならない。社会的平均資本の回転数が4回転より少なければ、社会的平均資本のもとでの年利潤率は80%より少なくなり、反対に農業資本の回転数が2.5回転より多ければ、農業資本のもとでの年利潤率は100%より多くなる。これをもっと一般化していえば、社会的平均資本の利潤率に社会的平均資本の回転数を乗じたものが農業資本の利潤率に農業資本の回転数を乗じたものより少なければ、農業外部から農業に資本が流入してくる条件、絶対地代形成の条件が作り出されるということであろう。要するに社会的平均資本の年利潤率が農業資本の年利潤率より低いならば絶対地代は形成され得るということであろう。

4．原理論体系と土地所有の法則

土地所有がその経済的形態としての地代を要求するとしても、資本の全一的支配を前提する原理論体系のもとでは、資本の基礎的な法則である価値法則やその展開形態である生産価格法則を破壊してまでもそれに独自の法則を主張することはできない。土地所有に独自の法則は、資本に従属したものとしてあらわれ、資本の支配の枠内でその存続を許されるにすぎない。最劣等地に生ずる差額地代にしても絶対地代にしても、この法則によって常に制約されているのである。

そうすると、土地所有者は無償で土地を貸し出すほど博愛主義者ではないといっても、最劣等地は場合によっては無償で貸し出されなければならないという事態が生ずることに

なる。最劣等地の差額地代は生ずることもあれば生じないこともある。さきにみたように優等地に生産性低下の追加投資が行われて最劣等地に差額地代が生ずる場合には最劣等地に差額地代が形成されうるが、土地生産物の市場状態によっては、すなわち土地生産物の需要が供給にくらべて少なくまた固定的であるような場合には、たとえ土地所有が地代の要求をすとしても生産価格は騰貴しえないことがあるというべきであろう。また最劣等地に生産性上昇や生産性低下の追加投資が行われて最劣等地に差額地代が発生する場合には、最劣等地への追加投資の漸次的な普及過程でつぎつぎに発生する超過利潤を土地所有が地代としてとりこむ前に追加投資が最劣等地に一巡してしまえば、最劣等には差額地代が形成されえない結果となる。しかも最劣等地に差額地代が生じたとしても、これはたんなる差額地代の第1形態に転化する可能性のもとにおかれている。土地生産物にたいする需要が増大し耕境が広がってこれまでの最劣等地よりももっと劣等な土地が耕作されるようになったとすれば、旧来の最劣等地は優等地になり、旧最劣等地の地代は優等地にも生ずる第1形態の差額地代となる。しかも新しい最劣等地の差額地代はゼロである。絶対地代にしても必ず生ずるとは限らないのであって、社会的平均資本の年利潤率が農業資本の年利潤率より低い場合を除いては形成されえないというべきであろう。

このように最劣等地は場合によっては無地代にとどまることがありうる。たとえ土地所有に独自の法則が展開し、土地所有者は無償では土地を貸し出そうとはしないといっても、最劣等地は無償で貸し出されるほかはないということであろう。ここでは土地所有の法則は完全に否定されている。資本の完全な支配を前提する原理論体系のもとでは、土地所有にはせいぜいその程度の地位しか与えられていないということであろう。いいかえれば、抽象的な原理論の世界では、資本以前の時代から存続している前時代的遺物としての土地所有は、いくつかの偶然的な条件——最劣等地に生ずる差額地代や絶対地代についてみたような条件——のもとでしかせいぜいその存立を許容されていないということであろう。資本の立場からは、土地所有はその程度の存在でしかないのである。

注

- 1) 大月書店版『マルクス＝エンゲルス全集』[25b] 842ページ、846ページ。
- 2) 同上書、847ページ。
- 3) 同上書、924ページ。
- 4) たとえば、「第一の場合 生産価格が不変の場合の変化1 追加投資の生産性も不変である場合(表XII)」の「変化3 追加投資の生産性が上昇する(表XV)」等のみよ(同上書、923ページ及び925ページ)。

第四章から第四章までのマルクスの第二形態の諸表にたいしエンゲルスは第四章の末尾部分で自分の作成した諸表を掲示しているが、両者のあいだには考え方の相違がある。それはとりわけ生産性低下の追加投資が行われる場合にみられるもので、マルクスにおいては優等地の超過利潤の増加の程度は追加投資とともに減少するが、最終投資が単独で平均利潤を得ることができるところで追加投資はうち切れ、つまり優等地の超過利潤が減少する場合は排除されている。マルクスは、「追加投資が一般的生産価格でしか生産しない場合が限界をなしたであろう」（同上書、946ページ）とのべている。他方エンゲルスは追加投資が単独で平均利潤をあげるところで追加投資がうち切られる必要はなく、優等地の超過利潤は減少してもさし支えないとしている。エンゲルスの諸表のうち表XIII、表XIV、表XVII、表XXは生産性低下の追加投資の結果優等地の超過利潤が減少することを示しているが（同上書、926ページ、928 - 929ページ、927ページ）結論的にいってわれわれはエンゲルスのシステムが正しいと考える。いうまでもなくどの等級地でも追加投資は最初一部の借地資本家、一部の土地で始まり漸次的に全借地資本家、全土地に普及していくが、ここではこうした経過過程、普及過程は捨象され、普及してしまっただけが想定されている。いまや追加投資は全借地資本家、全土地でいっせに行われている。だからもとの投資も追加投資も融合して一つの標準的投資単位になってしまっており、もはや両投資を区別・分離することは不可能であり、追加投資が単独で平均利潤を実現しなければならないということは無意味である。また田代 隆氏は、超過利潤がみすみす減少するような「馬鹿げた追加投資が資本制生産をおこなう借地農業者の手によってなされるであろうか」（田代 隆『差額地代第二形態に対する疑問』・『農業経済研究』第27巻第20号・）としてエンゲルスの考え方に疑問を提起しているが、ここでは超過利潤の減少にともって地代も減少するとされており、借地農業者はあい変わらず平均利潤を入手することができるだけで何ら不合理とすべき点はない。

- 5) ここでは、用いた数字例や地代表の形式は異なるが、マルクスの計算を改めたエンゲルスの考え方による。マルクスはB地の追加投資の個別生産価格、60シリング÷10ブッシェル=6シリングが単独で一般的生産価格を規定する結果B地のもとの投資のところ、(6シリング-4シリング)×15ブッシェル=30シリングの差額地代が形成されるとともに最劣等地A地にも、(6シリング-5シリング)×12ブッシェル=12シリングの差額地代が形成されると考えていた（『マルクス=エンゲルス全集』（25b）949-951ページ）。しかしエンゲルスは、「これもまた完全に正確に計算されていない」（同上書、951ページ）とし、B地におけるもとの投資のところの生産価格と追加投資のところの生産価格の合計に既存地代を加算したものをB地の総生産量で割ることによってB地の個別的価格を算出したのである。エンゲルスの計算が妥当であることは明らかであろう。ここでも前後の関係からみて追加投資はB地の全域に普及してしまっていると前提されているのだから、もとの投資と追加投資は一体化して一つの投資単位になってしまっており、価格は平均的なものとして計算されなければならないからである。なおこの場合に、「土地所有の法則」が作用することなく、地代の減額に応ずるというのではB地の生産価格は4.8シリングでA地の生産価格5シリングよりもあい変わらず低位にあり、A地には差額地代は生じない。だからエンゲルスはここで初めて既存地代の減額に応じないとする「土地所有の法則」を導入し、既存地代が生産価格に加算されることによってB地の価格はA地の生産価格よりも高くなり、A地にも差額地代が生ずるとしたのである。
- 6) 技術の改良が部分的で追加投資が部分的なあいだは超過利潤が生ずるが、追加投資が普及し技術改良が一般化すればこの種の超過利潤は消滅することから、生産性上昇の追加投資にもとづく超過利潤は差額地代ではなく特別剰余価値であるとの指摘がある（たとえば、常磐 政治『農業における調節的生産価格の・限界原理・と・平均原理・——差額地代の第二形態論の一考察』

・『三田学会雑誌』第52巻第4号・，日高 普『地代論研究』時潮社，1952年，156 - 157ページ，大内 力『地代と土地所有』東京大学出版会，1958年，156ページ，花田仁伍『農産物価格と地代の論理』ミネルヴァ書房，243 - 244ページ，1985年）。なるほど一見すると特別剰余価値の発生・消滅の運動に似ているが，超過利潤発生の機構の点でそれは差額地代の法則にしたがうものである。ここでは最劣等地しかとり上げられていないが，通常は第一形態が基礎として横たわっている。すなわちA地，B地，C地，D地といった異なる豊度の土地が並行耕作されているが，諸優等地がかぎられていることから最劣等地A地の生産価格が一般的生産価格を規定する（本文の事例ではブッシェルあたり6シリング）。諸優等地の生産価格は一般的生産価格の形成には参加しないのであって，そこでの超過利潤は諸優等地の生産価格がその形成に参加することなしに規定される一般的生産価格と諸優等地のより低い生産価格の差額として規定されるものである。そして生産性上昇の追加投資によって生ずる超過利潤もこのような機構にしたがう。追加投資部分の生産価格4シリングは一般的生産価格6シリングの形成に参加せずそれを前提しており，一般的生産価格6シリングとこのより低い4シリングの差額として規定される。これはA地よりも豊度の高い，60シリングの生産価格で15ブッシェルを生産するA₊1地が耕作圏内に導入されることによって，そこでの生産価格とそれとはかかわりなしに形成される一般的生産価格との差額としての差額地代が形成されるのと同じことである。最劣等地A地が事実上A地とそれよりも優等なA₊1地とに分化するわけである。

7) ここでも最劣等地A地が60シリングの生産価格で10ブッシェルを生むA地と60シリングの生産価格で5ブッシェルを生むより劣等な土地A₋1地とに分化するとみることができる。そしてA地の差額地代は，A地の生産価格とはかかわりなしに決定されるA₋1地の一般的生産価格12シリングとそれよりも低いA地の生産価格6シリングとの差額として規定される。

8) 花田仁伍氏は最劣等地に生産性上昇の追加投資が行われる場合についてだが，この種の価格や地代を明確に独占価格や独占地代であると規定する（花田仁伍『農産物価格と地代の論理』）。もっとも氏は，一般の独占価格との性格の相違を指摘はしているが。「さて，以上のようにしていまやクォーター当たり70シリングの市場価格は『独占価格』に転化し，過程の終結後ではこの独占価格は，他の独占価格と区別し難くなっているであろう。しかしなおそれは，単に需要超過＝供給不足によって成立する単なる独占価格，あるいは『買い手の欲望と支払能力によって規定されている』『本来の独占価格』……とは異なる性格のものとして区別されるだろう。その異なる面は，すでに明らかにしたように，その成立の経過の中にあるが，単にその成立経過という過去の事情ばかりではなく（あるいはその反映ではあるけれども），次の点に求めることができよう。すなわち，いまや増大（倍化）した（生産性も増大した）標準資本量の一部となっているかつての本源的投資（旧標準資本量）を，もし分離独立して投資すれば発現するであろう生産性（標準よりは低い）のもとでの個別的価値によって規定されていると観念することもできる（このような仮定は非現実的なものではなく，もしA地に未耕地があれば現実的となりうるであろう）。すなわち，右のような価格は，標準資本（量）のなかの限界生産的な『限界投資』としての『限界資本』（ただし，あくまで観念的）の個別的価値によって規定されていると理解することができるであろう。そのような『独占価格』である。つまり，無理すれば限界規定によって説明できるような『独占価格』であって，その点において『本来の独占価格』と区別されうるであろう。」（同上書，57ページ）。要するに簡単にいえば，氏は無理をすれば非独占価格であるといえないこともないが，結局は独占価格であると主張しているのである。

9) 『マルクス＝エンゲルス全集』[25b] 964ページ。

10) どの程度価格が価値から低下するかは，「需要に対する供給の状態と新たに耕作される地域の

広さ」(『マルクス=エンゲルス全集』[25b])とにかかっている。なお大内 力氏は『資本論』では絶対地代が生産価格を越える価値の超過分の全部または一部であるとしながら、『剰余価値学説史』では全部であるとしているのは矛盾しているのとべているが(大内 力『地代と土地所有』179-182ページ)、『剰余価値学説史』では叙述を簡単にするために価格の生産価格への低下が完全に行われ生産価格を越える価値の超過分が全部絶対地代化すると想定しているだけで、別に両者のあいだに矛盾があるわけではない。

11) 大内 力『地代と土地所有』197ページ。

大内氏の見解をその源にまで逆上ってみてみると、農業資本の有機的構成の相対的低位性はたんに歴史的事実にかかわる事柄であり理論的にはたんなる仮定であるから、そのようなものを『資本論』のような原理論の世界にもち込むわけにはいかないという考えが横たわっている。「もし、マルクスのいうように、農業のそれが低いということがたんなる歴史的事実であり、資本主義社会においても消滅しうるものであるならば、絶対地代を経済学の原理論のなかで説くことがどうしてできるかという問題はとうぜんでくるものだからである。そして原理論はもともと『資本主義一般に通ずる法則』を明らかにすることを目的とするのだから、そのような資本主義のかぎられた時期に、いわば偶然的にあらわれるものをも、その体系のなかにとりこむことはできないといわなければならないであろう。」(同上書, 191ページ)。そこから、土地所有の独占のみを全面に押し出し、「農業資本の構成が高いとか低いとかということを絶対地代のばあい問題にする必要はない。……………絶対地代は本質的には土地所有の独占によって、農産物の生産価格以上に市場価格が引上げられることから生ずる」という結論が出てきたものと思われる。だが理論的必然性はなくてもこれこれの条件がある場合にはこれこれの結果が生ずるであろうといったようなことを原理論でとり上げるのは何の支障もないはずである。

12) 日高 普『地代論研究』373ページ。

13) この点で大内 力氏の、「もし土地所有の独占力がじゅうぶん強く、それが投資を有効に制限することができるばあいには、需給の状態が、市場価格を価値以上にまでひきあげることもじゅうぶんにありうるであろう」(大内 力『地代と土地所有』192ページ)という一文は問題であろう。現実世界では需給の状態によって長短の期間にわたって価格が価値より騰貴することはあり得る。しかし抽象理論では土地生産物も最初は価値で売られるという前提から出発するのである。『資本論』冒頭で定式化された価値法則は工業生産物であろうが土地生産物であろうが貫徹するのであり、特別に工業生産物と土地生産物の間に区別があるわけではない。また価値法則は土地所有があろうがなかろうがそれとはまったく無関係に商品交換を規制する。

14) 『マルクス=エンゲルス全集』[25b] 969ページ。

15) 同上書, 976ページ。

16) カウツキー・向坂逸郎訳『農業問題』上巻, 138-9ページ, 岩波書店, 1946年, 日高 普『地代論研究』311ページ, 大内 力『地代と土地所有』205ページ。

17) 『マルクス=エンゲルス全集』[25b] 961-963ページ。

18) 大内 力『地代と土地所有』184-185ページ, 日高 普『地代論研究』311ページ以下。

19) 山田勝次郎『地代論論争批判』同友社, 1948年, 204-207ページ。

高松大学紀要

第 33 号

平成12年 2月18日 印刷

平成12年 2月25日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064